

# 高齢者向け金融商品と金融サービスの課題①

2024年3月17日  
中央大学研究開発機構教授  
(三井住友信託銀行専門理事)  
博士(法学) 八谷 博喜

# はじめに①. 成年後見制度の利用促進計画①

## ■ 成年後見制度利用促進への動き

高齢社会において有用な成年後見制度の利用を促進し、障害者を社会全体で支援する共生社会を実現するために、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」)が2016年に議員立法で成立し同年施行されました。

利用促進法は第1条で、成年後見制度の利用の促進に向けた国、地方公共団体の責務と、関係団体・国民との連携協力の実施、また、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に定めています。

利用促進法では「成年後見制度利用促進基本計画」を定めるとしており、既に第一期成年後見制度利用促進基本計画(以下、「第1期計画」)(2017～2021年度)は終了し、現在は2022年3月25日閣議決定された第二期基本計画の期間(2022～2026年度)です。

## 地域共生社会のイメージ図

厚生労働省社会・援護局 「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」P.7



# はじめに②. 成年後見制度の利用促進計画②

## 第一期計画の課題と第二期計画における対応について

### 第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

#### ○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%  
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

#### ○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

#### ○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

### 第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

#### ○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

#### ○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

#### ○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

#### ○ 地域連携ネットワークづくりの推進

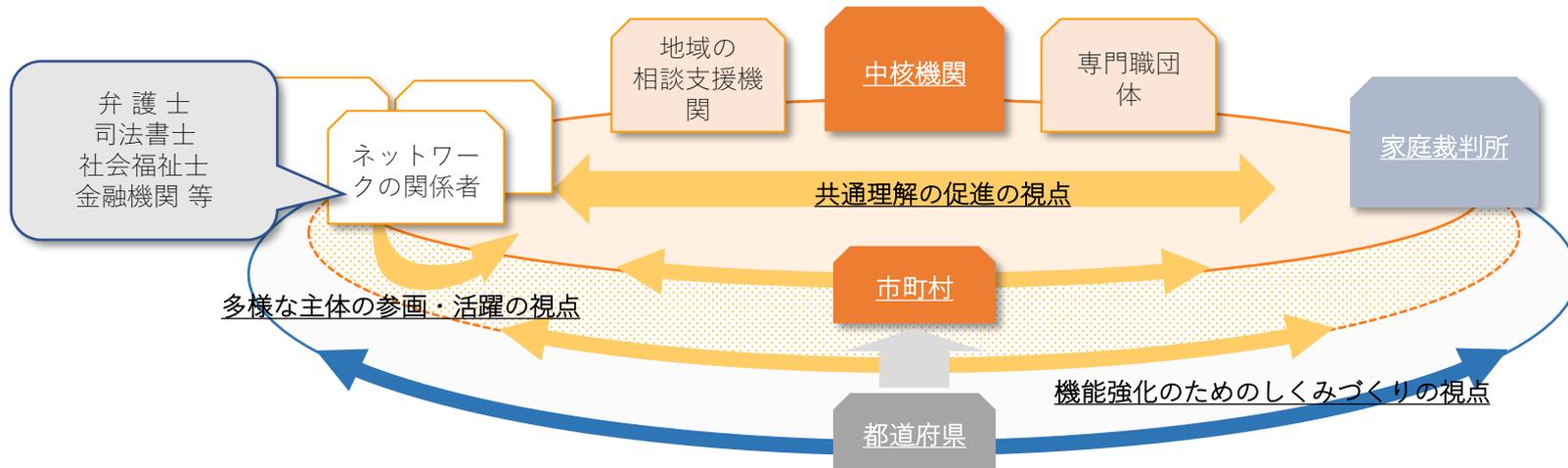
- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

# はじめに③.権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り



福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能  
 ①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能



厚生労働省社会・援護局「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」、  
 P.13の図に「弁護士等のネットワークの関係者の具体例」を追加

# I. 認知症の高齢者のサポート(目次)

1. 認知症の高齢者をサポートということ(3種類)  
～身上監護(保護)と財産管理について～
2. 財産管理-基本は「守り」「日常生活支援」「想いの実現」
3. 第三者に財産管理を任せる主要な3つの財産管理制度
4. 財産管理制度の比較
5. 主な財産管理制度のパンフレット(参考)
6. 財産管理制度・商品の効力発生時期
7. 成年後見、信託、任意代理等の財産保護範囲の比較

## 【補足】身上保護と意思決定

8. 身上保護の基本(身上監護と身上保護)
9. 意思決定(意思決定支援と不当威圧)
10. 成年後見制度と民事信託の比較①、②、③

# I-1. 認知症の高齢者をサポートすること(3種類)

認知症により判断能力が低下し、日常生活に支障をきたすようになると一人で生きていくのは困難になり、周囲のサポートが不可欠になります。他方、サポートする側も大きな責任と負担を担うことになるため、全てを家族が背負うことは困難という認識が広がり、国は介護保険制

度や成年後見制度などを導入し社会全体で支えるシステムを整えてきました。こうした公的制度を活用し、誰が何をどこまでサポートするかを考える(将来自分が認知症になった場合にサポートしてもらおうかを考えておく)ことは非常に重要です。

## 身上監護／事実行為

- 介護や家事支援
- 手術など医療に関する同意
- 服薬の管理
- 通院や外出等の付き添い
- 老人ホームなどの介護施設との協議や要望の申し入れ

## 身上監護／法律行為

- 医療に関する契約の締結、医療費の支払い、病院が適切に義務を履行しているかなどの監視等
- 介護保険の認定申請、ケアプランの検討、介護サービスの締結等
- 老人ホームなどの介護施設との契約、費用の支払い、適切なサービスがなされているかの監視等
- 本人の状況に変化がないか定期的に訪問(生活状況の確認)

## 財産管理

- 印鑑、預貯金通帳の管理
- 収支管理(預貯金の管理、年金・給料の受け取り、保険料・公共料金・税金の支払いなど)
- 不動産の管理、処分
- 賃貸借契約の締結・解除
- 担保権の設定・解除、預貯金の出し入れ
- 遺産相続の手続き



## 本人の意思表示がないとサポートが難しいこと

- 養子縁組、認知、結婚、離婚
- 遺言、贈与、寄付行為
- 延命治療
- 投資、投機的取り引き

## I-2. 財産管理-基本は「守り」「日常生活支援」「想いの実現」

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなります。また、不利益な取り引きであっても、よく判断ができずに契約を結んでしまったり、振り込め詐欺や悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

財産管理において、まず第一に優先すべきは言うまでもなく「守り」です。簡単に口座からお金を引き出せなくなったり、財産を別管理することなどで、守りの手立てを講じることが必要です。

次に必要なことは財産管理における「日常生活支援」です。生きていくために年金を受け取ったり、税金や公共料金の払い込みや、買物の代金の支払いなど日常生活のお金の管理をサポートすることが必要です。

### 判断能力の低下で困ること…

- 預貯金の引き出し・銀行振り込み
- 住まいの契約・管理・更新手続き
- 老人ホーム等への入居手続き
- 賃貸用アパートの管理・修繕(オーナーの場合)
- 介護保険手続き・介護サービスの契約・手配
- 入院の契約・病院への支払い
- 不動産の売却
- 遺産分割の話し合い・相続財産の名義変更
- 振り込め詐欺や悪徳商法被害



「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になって意思(想い)の伝達が難しくなっても、やりたいこと、やってほしいことには変わりはありません。ただ、それを支援者の配慮に頼るには限界があり、特に契約など法律行為が伴うことは、判断能力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを講じておくことが必要です。

### <商品・サービスの機能について>

頁右上にあるタグは、当社の商品サービスの機能で該当するものを表わします。



# I-3. 第三者に財産管理を任せる主要な3つの財産管理制度

## 【任意代理・成年後見・信託各制度の異同と本質】

### 1. 信頼できる第三者に財産管理を任せる主要な3つの法制度

#### ①任意代理(民法)

- ・都度委任方式
- ・持続的代理方式(要件、比較法)
- ・包括的な代理の懸念(本人保護)

#### ②成年後見制度(民法・任意後見法)

- ・任意後見制度の活用(発効、費用の問題) <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000501368.pdf>
- ・法定後見制度(代理意思決定の問題、障害者権利条約との関係)
- ・後見偏重の問題
- ・補助、保佐制度の促進の問題
- ・後見と信託の関係(商事信託、民事信託)

#### ③信託制度(信託法)

- ・商事信託(費用の問題、柔軟性の課題、後見との連携の問題)
- ・民事信託(柔軟な制度であるが、健全な普及にはまだ課題も多い。)

\*2019年4月15日に実施された厚労省根本大臣との政策対話(テーマ「金融サービス」における八谷発言ご参照。)

### 2. 制度比較(認知能力低下時の公的監督が重要)

- ①公的監督の有無
- ②対象財産
- ③保護時期・保護範囲の問題
- ④コストの問題

# I-4. 財産管理制度の比較

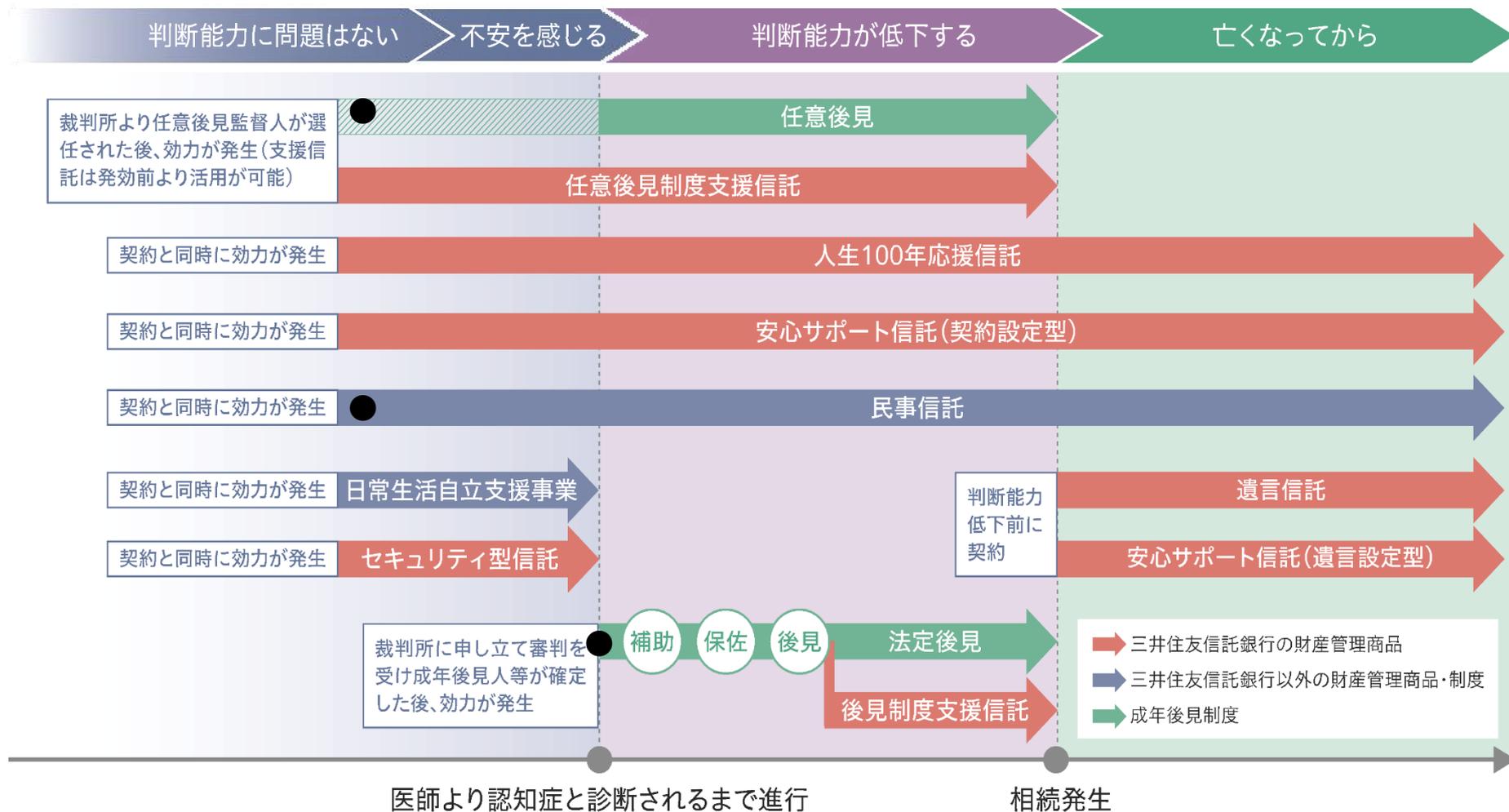
## 制度比較

制度の種類		公的監督の有無	身上保護	財産管理
任意代理		×	× (一部の法律行為は可能)	○
成年後見制度	任意後見制度	○	○	○
	法定後見制度	○	○	○
信託制度	商事信託	○ (金融庁、信託業法)	×	○
	民事信託	×	×	○ (信託監督人制度有)



# I - 6. 財産管理制度・商品の効力発生時期

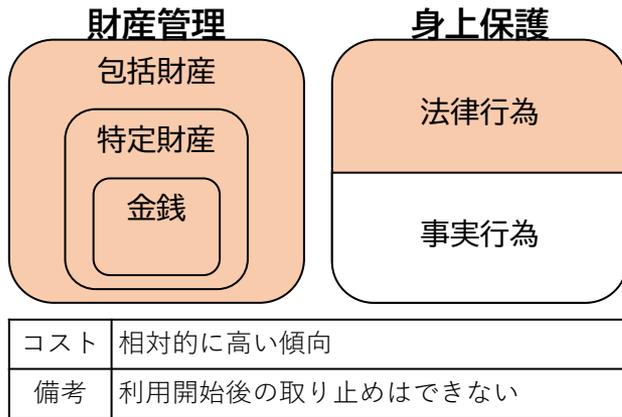
## 高齢者の財産管理制度別の効力発生タイミング



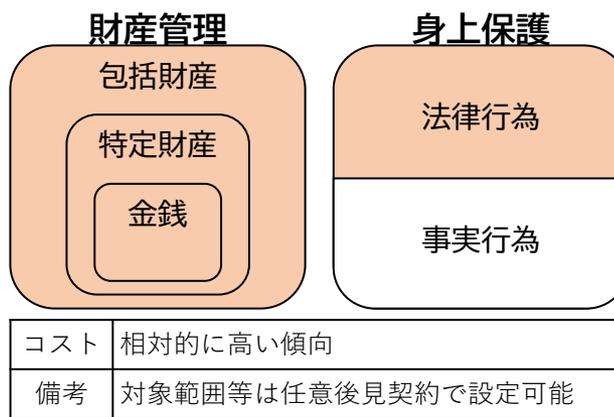
# I-7. 成年後見、信託、任意代理等の財産保護範囲の比較

- ✓ 何れの制度・商品が最適であるのかは、個々の案件のニーズによって異なる。
- ✓ 保護が必要な領域、経済力に応じたコスト感によって選択は異なってくる。

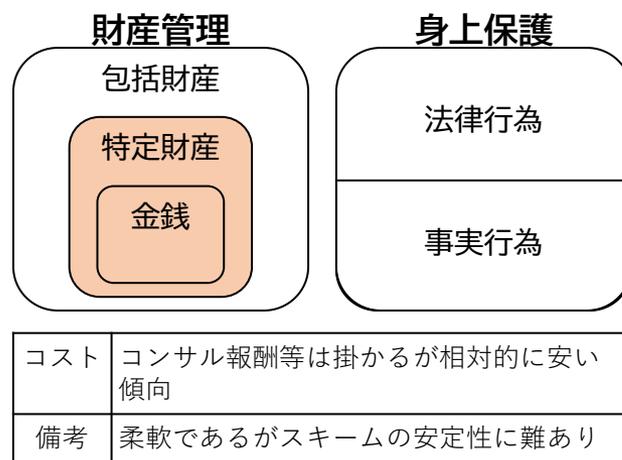
## ●法定後見制度



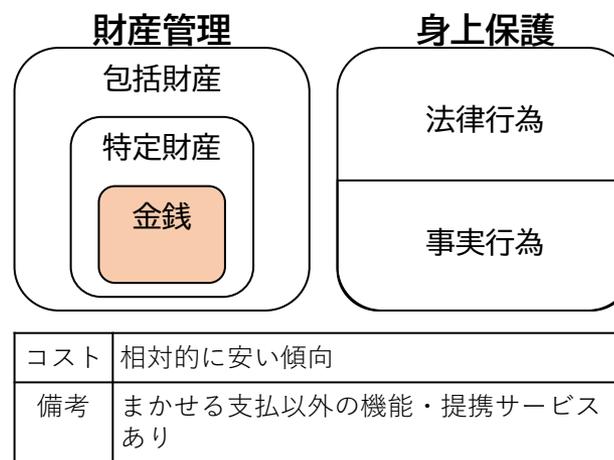
## ●任意後見制度



## ●民事信託(家族信託)



## ●任意代理(持続的代理に問題あり。)



### 【注意】

- ✓ 身上保護（法律行為）と財産管理の双方に重きを置き、自身で事前に支援者を指定しておきたいニーズであれば、任意後見が選択肢となる。
- ✓ 判断能力喪失後の代理権を持続的代理権と一般に呼ぶが、包括的な持続的代理権には濫用の恐れがあり、限定的な利用が好ましい。

 各制度・商品による保護の範囲

# I. 認知症の高齢者のサポート(目次)

## 【補足】身上保護と意思決定

8. 身上保護の基本(身上監護と身上保護)

9. 意思決定(意思決定支援と不当威圧)

10. 成年後見制度と民事信託の比較①、②、③

# I-8. 身上保護の基本(身上監護と身上保護)

## 1. 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」

2016年(平成28年)4月8日に成立。同法3条1項は、基本理念を規定。

- ①ノーマライゼーション
- ②自己決定権の尊重
- ③身上保護(促進法において、「身上監護」は「身上保護」の呼称に)

## 2. 身上保護の位置付け(身上保護アプローチ)\*次ページ参照

- ①伝統的見解:成年後見制度は財産管理に限定(星野説、内田説)
- ②近時の有力説:成年後見制度は、本人の福祉や生活の便益のための制度(小賀野説、上山説)

## 3. 身上監護と身上保護

- ①身上監護:本来、親権者、未成年後見人の職務(監護教育、懲戒、職業許可等の職務あり)。  
用語もパターンリスティックな印象
- ②身上保護:財産を保護することを大きな目的としているが、成年被後見人の生活や療養看護に関する事務を行う。  
(民法858条、同法859条)

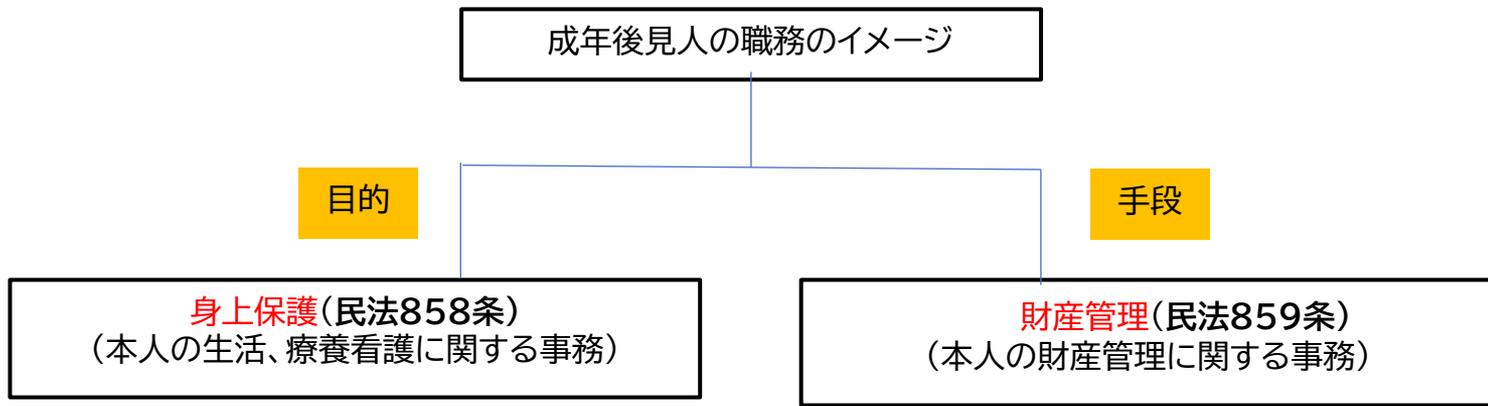
\*身上を把握し、身上や財産に関する必要な行為を選択、決定する義務が規定されており、そこには、見守り活動の義務も包含され、「身上を保護するための法律行為」という表現が成年後見法にすでに使われている。

# 【身上保護アプローチ】

## <成年後見制度の目的>

認知症などで判断能力が十分でない方々を支援して、共に生きる社会の実現を目指すしくみ

✓ 成年後見人等の仕事は「**身上保護**」と「**財産管理**」の2つから構成



(身上保護アプローチ)  
財産管理はそれ自体が目的なのではなく、あくまで本人の身上保護のための手段として行うべきものと考えべき

## 【事前の自己決定(アドバンス・プランニング)】

判断能力があるうちに、本人の生活、医療・介護・福祉等の身上保護や財産管理等、ご自身がこうありたいと思う今後の生活を「任意後見制度」「民事信託」等の制度も活用して事前準備すること

# I-9. 意思決定(意思決定支援と不当威圧)

## 1. 条約と自己決定権

- ①障害者権利条約(2014年1月24日批准 代理意思決定(Substitute decision-making)の排除)  
条約12条が重要
- ②支援付意思決定(Supported decision making)
- ③意思決定支援者(Supported decision-maker)からの不当威圧(Undue Influence)

## 2. 支援付意思決定

2009年10月30日公布のカナダ・アルバータ州の「成年後見と受託者法」  
(Adult Guardianship and Trusteeship Act)が起源

- ①支援付意思決定(Supporter decision making)
- ②共同意思決定(Co decision making)
- ③後見(Guardianship)(他者による単独意思決定)後見を最終の手段(Last Resort)と位置付け

## 3. 日本の意思決定支援に係る各種ガイドライン\*

- ①意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2年10月) 成年被後見人
- ②身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する  
ガイドライン(令和元年5月) 医療に係る意思決定が困難な人
- ③認知症の人の日常生活・生活支援における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月) 認知症の人
- ④障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月) 障害者
- ⑤人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成30年3月改定) 人生の最終段階を迎えた人

\*(厚労省HPより) <https://www.mhlw.go.jp/content/000689414.pdf>

# I-10. 成年後見制度と民事信託の比較①

	法定後見	任意後見	民事信託
法律	民法	任意後見契約に関する法律	信託法
制度目的	◎身上保護	◎身上保護	✕
	◎財産管理	◎財産管理	◎財産管理
	✕財産運用 (ドイツ:運用義務)	△→○財産運用 (イギリス:ビジネスLPA)	○財産運用 受託者(裁量、指図)
本人の能力	後見 精神上的の障害により事理を弁識する 能力を欠く常況にある者	契約締結時 任意後見契約を締結する能力 が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約 (信託契約を締結する能力 が必要)</li> <li>・遺言による信託、自己信 託も同様</li> </ul>
	保佐 精神上的の障害により事理を弁識する 能力を著しく不十分である者	↓	
	補助 精神上的の障害により事理を弁識する 能力が不十分である者	効力発生時 精神上的の障害により事理を弁 識する能力が不十分である者	

## I-10. 成年後見制度と民事信託の比較②

	法定後見	任意後見	民事信託
当事者及び関係者	本人＝被後見人	本人	委託者、受益者
	後見人等	任意後見人	受託者
	後見監督人等	任意後見監督人	信託監督人 受益者代理人
本人の同意	不要(補助は必要)	必要	必要
効力発生	家庭裁判所の審判	家庭裁判所の審判 (任意後見監督人の選任)	信託契約の締結 (財産権の移転が重要)
対象財産	全ての財産	財産を特定できる	財産を特定する (信託財産)

## I-10. 成年後見制度と民事信託の比較③

	法定後見	任意後見	民事信託
財産の活用方法	本人の財産保護中心 (限定的)	本人の財産保護中心 (限定的)	本人信託意思による (柔軟)
本人死亡	終了	終了	存続が原則
裁判所の関与	強い	一定程度(取消権等無)	裁判所の一般監督権は 現行法では無

## Ⅱ.成年後見制度の伸び悩み(目次)

1. 成年後見制度について
2. 成年後見制度の留意点

# Ⅱ-1. 成年後見制度について

## —成年後見制度とは—

認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない方(ここでは「本人」といいます。)について**本人の権利を守る援助者**(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

## —成年後見制度の種類—

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

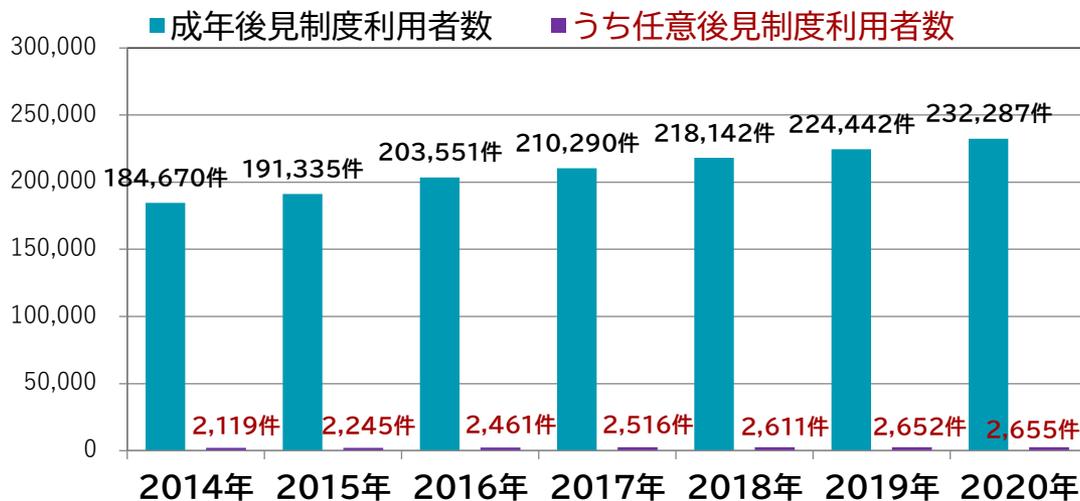
**判断能力が不十分になる「前」か「後」で利用できる制度が異なります。**



## —成年後見制度の利用状況—

右の表は、2014年～2020年までの成年後見制度(法定後見・任意後見)の年末時点の利用者数の推移です。

全体的に見て成年後見制度を利用する人が年々増えていることがわかります。



## II-2. 成年後見制度の留意点

成年後見制度の利用者数は少ない(後見類型に偏重) ← 第二期成年後見制度利用促進基本計画策定中

- 親族以外の後見人がつくことがある(専門職後見人)
- 簡単にはやめられない(法定後見の場合:判断能力の回復 or 本人死亡まで継続)
- 亡くなるまでコストがかかる(専門職後見人の場合など:報酬が発生)

成年後見制度は本人保護を重視した制度 → 財産保護重視の傾向

成年後見が開始されると、成年後見人等は判断能力が不十分な本人のために、介護ヘルパーの手配など生活に必要なさまざま契約や支払いなどの法律行為を、本人の代わりに行ってくれます。本人が老後を安心して過ごしていくためにはこれで十分です。ただし、成年後見人の仕事は、本人の安心・安全な生活を守ることが使命であり、相続人に財産を多く残すために一般的に行われているような相続対策を行うことは難しいです。

### 成年後見人が原則として難しいこと

- アパートの建設・建替え(それに伴う借入れ)
- 不動産の入替(購入・処分)
- 資金運用(株式等への積極投資)
- 生前贈与
- 死亡保険金を目的とする保険契約
- 遺言(死因贈与契約も)など

本人の生活のための法律行為を代理してもらう成年後見制度の利用に加えて、受け継いだ財産、築き上げた財産を、管理し有効活用し場合によっては処分することができるよう、その他の方法も検討する必要があります。

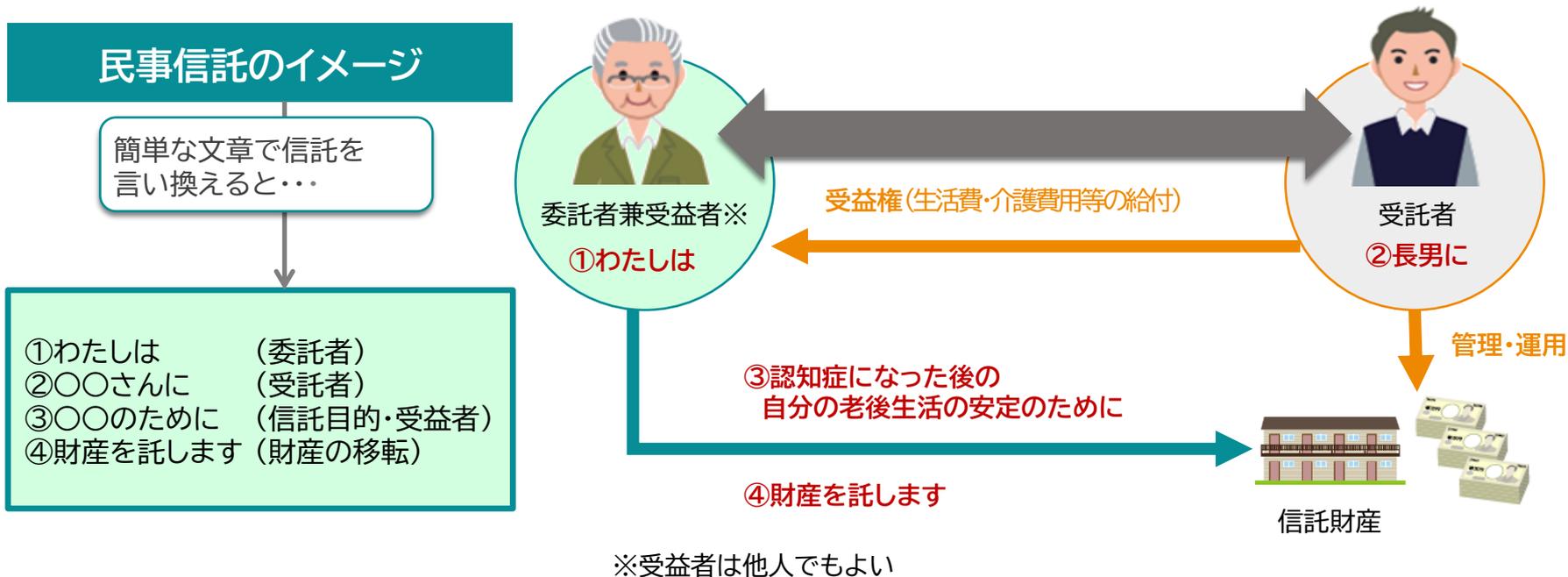
そこで、最近注目を集めているのが、親族など信頼できる人に、あらかじめ特定の財産の管理・処分をまかせる「民事信託(家族信託)」です。

## Ⅲ. 民事信託の基礎(目次)

1. 民事信託とは
2. 民事信託のニーズ
3. 民事信託の特徴
4. 民事信託の留意点・デメリット
5. 民事信託における主な登場人物
6. 信託財産
7. 受託者の義務
8. 信託の倒産隔離機能

## 民事信託(家族信託)とは、信託における家族等に、自分の財産を託す仕組み

- 信託とは、委託者が信頼できる人(受託者)に対して、金銭や土地などの特定の財産を移転し、受託者は、委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産(信託財産)の管理・処分等をする制度です。
- 家族間で信託が設定され、主に親の認知症の財産管理対策や財産の承継を目的としたものを、特に「民事信託」や「家族信託」と呼びます。⇨商事信託・営業信託
- 多くは、委託者・受託者間の信託契約の締結(公正証書が一般的)で設定します(遺言等其他の方法もあり)。



## ① 民事信託を利用する目的

信託目的に、「生活、医療・介護・福祉目的」との記載が多い＝「福祉型信託」

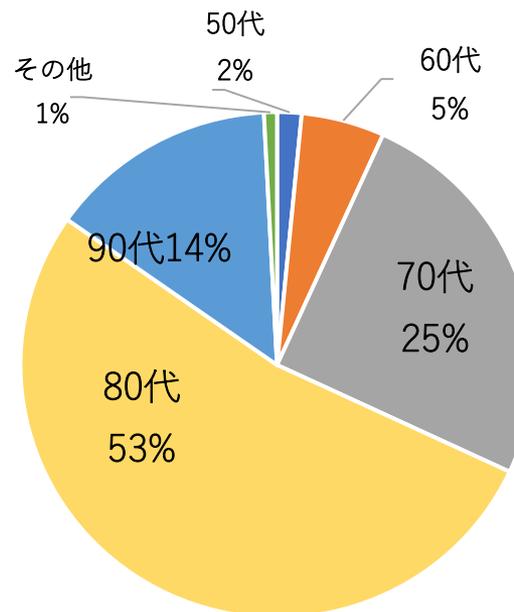
- ①成年後見代替(生前の財産管理、判断能力低下への備え)
- ②遺言代替
- ③不動産管理・運用(自宅、事業用不動産)
  - ・管理ニーズ(物件管理、賃料管理)
  - ・処分ニーズ(自宅売却→老人ホーム資金や生活資金)
- ④借入ニーズ(アパートローン、新築や建て替え)

### 当社信託契約書分析 (回答は複数回答可)

分類	信託目的	比率
①後見代替	判断能力低下	97%
②遺言代替	財産の承継	87%
③不動産受託	自宅等の管理処分等	70%
④借入	アパートローン	受託残の12%

参考) アメリカでは遺言代替の信託が多い。

## ② 民事信託の当事者(委託者)



平均年齢  
委託者 82歳  
受託者 54歳

## ③ 民事信託の対象財産

- ①金銭および不動産：70%
- ②金銭のみ：27%
- ③有価証券等その他：3%

※信託銀行や信託会社では対象とならない自宅等の小規模な不動産の受託ニーズ強い。

## Ⅲ-3. 民事信託の特徴

### 1 財産を他人に管理させる制度

- あくまで財産管理の制度。成年後見制度のように、本人に代わって包括的に契約手続等(法律行為)をできない。

### 2 財産の名義は受託者に移転される

- 成年後見制度や委任による代理では、本人名義のまま財産が管理される。
- 信託では、委託者の財産は完全に切り離され、**受託者の名義で管理・処分される**(排他的な管理・処分権限)。

### 3 受益者は、「受益権」を取得する

- 信託により、財産の名義は受託者になるが、**経済的な利益の給付を受ける権利(受益債権)は受益者が受け取る**。
- 受益債権の所有者(受益者)は、委託者本人(自益信託)でも別の人(他益信託)でもよい。ただし、他益信託の場合のみなし贈与税がかかる。

### 4 信託目的に従って受託者に管理・処分される

- 信託財産は受託者に帰属するが、**管理・処分権限は、信託目的・信託行為(信託契約)の内容に拘束される**。

### 5 倒産隔離機能がある

- 信託財産は、**受託者の倒産から隔離**される(後記:財産の移転(金銭のケース)で詳しく説明)。悪用に注意。

### 6 相続対策を含む柔軟な財産の管理・活用が可能

- 成年後見制度は、家庭裁判所等の関与・監督を通じた制約を受ける(メリットであり、デメリット)。
- 民事信託は契約等で内容を定められるため、**相続税対策や財産の有効活用・処分、余資の積極運用も可能**。

## Ⅲ-4. 民事信託の留意点・デメリット

### 1 判断能力がなくなったら、信託設定はできない

- 信託契約は法律行為。認知症等で判断能力がなくなれば、契約することができない。

### 2 ふさわしい受託者が確保できるか

- 信頼できる親族がいなければ(おひとりさま)、そもそも検討の対象外(また、当初の信頼も年々変化する可能性)。
- 受託者には、多様かつ大きな責任・義務があり、これに耐えられる親族がいるか。

### 3 損益通算ができなくなる

- 信託の受益者である個人が、信託から生じた不動産所得の損失については生じなかったものとみなされる(租税特別措置法41の4の2)。
- 信託財産以外からの所得と損益通算して、課税所得を減らすことができない。また、その損失の翌年への繰越しもできないため注意。

### 4 手続面・税務面の手間がかかる

- 受託者:登記・登録、「受益者別調書(合計表)」、「信託の計算書」の作成・提出。
- 受益者:受託者からの報告をもとに自身で確定申告。

### 5 組成時の費用がかかる

- 信託組成コンサルティング料(設計・契約書作成)、公正証書化費用、登記費用、登録免許税、その他実費(登記簿謄本・戸籍謄本取得費用など)がかかる。

### 6 法律上・税務上不確定なものが多い

- 民事信託は近時急速に増加したため、裁判例もほとんどなく、税務面も債務控除の取り扱い等が不明確など、法律上・税務上のリスクが存在する。

## Ⅲ-5. 民事信託における主な登場人物

	人物	当事者と方法
不可欠な当事者	委託者	信託を設定する者
	受託者	信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者
	受益者	受益権を有する者
残余財産の引継先	残余財産受益者	信託行為において残余財産の受益者と指定された者
	帰属権利者	信託行為において残余財産を帰属すべき者として指定された者
受益者保護のための機関  〔信託行為の定めにより設置可能〕	信託管理人	(受益者が現に存在しない場合に)受益者に代わって信託を管理する者
	信託監督人	(受益者が年少者・高齢者等のため受益者が受託者を監督できないような場合に)受託者を監督する者(受益者と重疊的に監督)
	受益者代理人	(受託者を監督することが期待できない場合に)全部又は一部の受益者のために、受託者等の免責を除き、受益者の権利に関する一切の裁判上・裁判外の行為をする者(受益者に代理して権利行使)

### 信託財産とは

受託者に属する財産であって、信託による管理又は処分をすべき一切の財産(信託法2条3項)。

#### 1 金銭に見積もることができるもの

- : 金銭、有価証券、金銭債権、土地・建物・地上権等、動産、知的財産権(著作権・特許権等)等
- ×: 生命・身体、名誉等

#### 2 積極財産であること

- ×: 債務(ローン)

信託行為に信託財産責任負担債務と定めたとうえで、債権者の同意を得て、受託者による民法上の債務引き受けを行うことは可能

#### 3 委託者から移転等ができる財産であること

- ×: 預金債権(預金債権は譲渡禁止が一般的。債務者(銀行等)の同意を得るか、払い戻して金銭を信託)
- ×: 議決権(議決権は株主権全体から切り離して移転できない性質の権利)

#### 4 現存し、特定されているものであること

## Ⅲ-7. 受託者の義務

受託者は広範な権限(管理・運用・処分)を持っており、権限濫用・権限逸脱を防止するため、信託法上厳しい受託者の義務と責任が定められています。

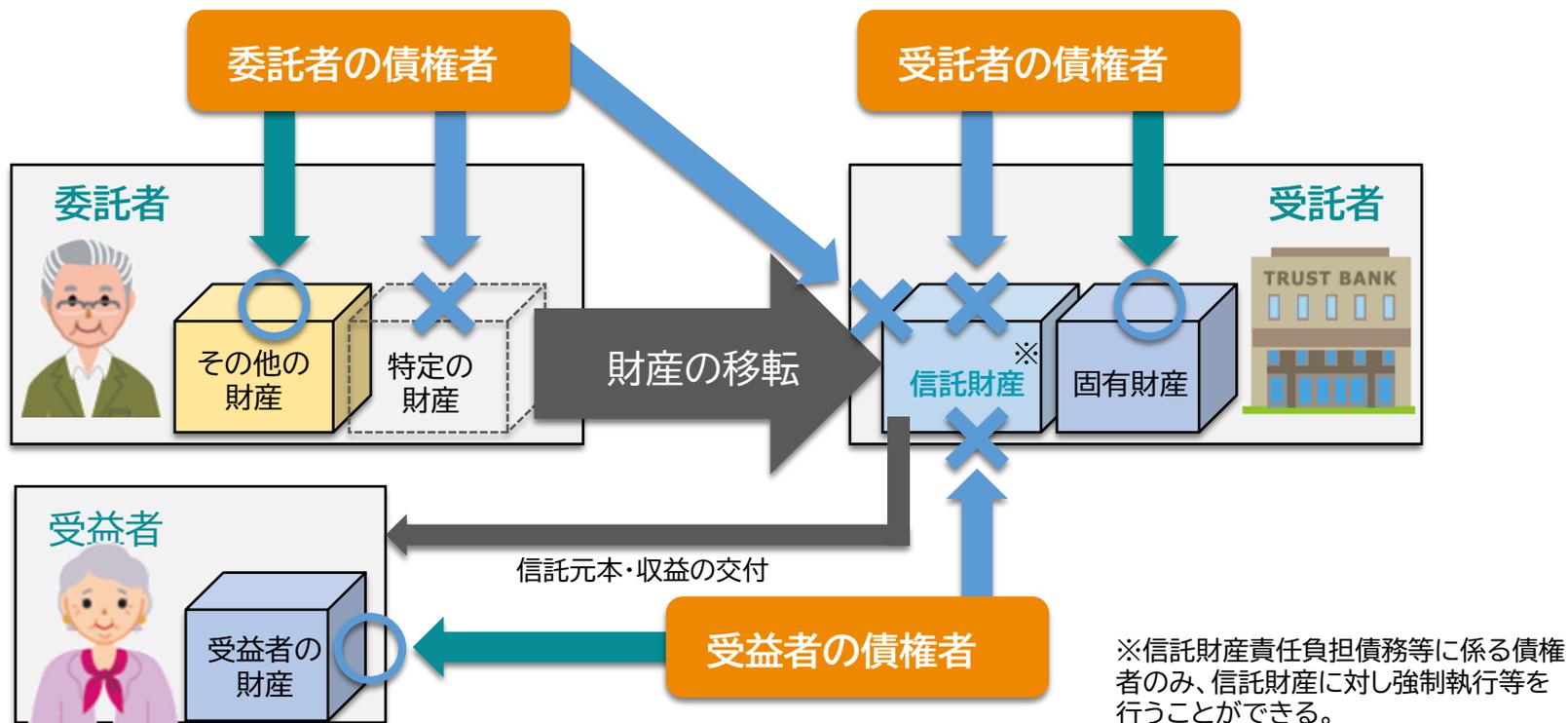
主な義務	概要
信託事務遂行義務	信託の本旨に基づき、信託財産の管理・運用・処分、受益者への給付等を行わなければならない。
善管注意義務	善良な管理者の注意をもって信託事務処理をしなければならない。
忠実義務	利益相反行為の制限、競合行為の制限。
公平義務	複数の受益者がいる場合には公平に職務を行わなければならない。
分別管理義務	信託財産の独立性確保のため、信託財産と固有財産・他の信託財産と分別して管理をしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>『不動産等』: 信託の登記又は登録</li> <li>『株券不発行株式等』: 信託財産に属する旨の記載・記録</li> <li>『動産』: 外形上区別できる状態で保管(金庫を分けて保管等)</li> <li>『金銭、預金債権等』: 計算を明らかにする方法(帳簿管理)</li> </ul>
帳簿等の作成・報告・保存義務	信託帳簿等の書類を作成・保存しなければならない(強行規定)。また、毎年1回、一定の時期に貸借対照表、損益計算書その他の書類を作成し(強行規定)、その内容について受益者に対して報告しなければならない(軽減・免除可能)。 信託に関する書類を、一定期間、保存しなければなりません。そして、受益者の請求に応じて信託に関する書類を閲覧させなければならない。

### 損失てん補責任等

受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失が生じた場合または変更が生じた場合、受益者の請求により、受託者は**損失のてん補または原状の回復の責任を負う**。

# Ⅲ-8. 信託の倒産隔離機能

信託財産は、委託者、受益者、受託者(固有財産)の各々が負担する債務の引当になりません。



## 信託法23条1項(信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等)

信託財産責任負担債務に係る債権(信託財産に属する財産について生じた権利を含む。略)に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売(担保権の実行としてのものを除く。略)又は国税滞納処分(略)をすることができない。

## IV. 民事信託活用事例(目次)

- 事例①. 典型的な後見代替型・遺言代替型の信託
- 事例②. 独り暮らしの親の実家の管理のための信託
- 事例③. 高齢者アパートオーナーの資産管理のための信託
- 事例④. 障がいを持つ家族に財産を残すための信託

# IV-事例①.典型的な後見代替型・遺言代替型の信託

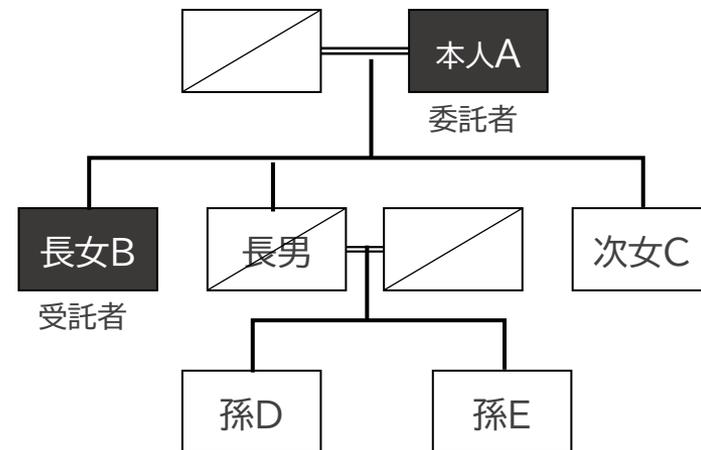
事例

▶お客さま(委託者A:95歳女性、受託者B:長女65歳、相続人4人)

## 高齢に伴う判断能力低下に備える民事信託

(長女宅に独居の母親を引き取った案件)

- ★ 不動産等管理処分信託契約公正証書作成
- ★ 同時に遺言を作成し、各相続人の遺留分を確保
- ★ A信託受託者Bの普通預金口座開設



信託の目的	…信託財産の管理運用および処分を行い、受益者らの幸福な生活と福祉を確保することとし、二次的に資産の適正な管理運用を通じて次代への円滑な資産承継を図ることを目的とする。
信託期間	次の事由により終了する。委託者の死亡・信託財産の消滅
信託の終了	信託期間の満了・その他法定の終了事由 他
信託報酬	受託者は委託者と協議の上、その同意を得て信託報酬を受け取ることができる。
残余財産の権利帰属者等	<p>本信託が終了した場合の残余の信託財産は次の者に次のとおり給付する。…</p> <p>委託者Aの死亡により信託が終了したとき、後記信託不動産は、長女Bへ現状有姿で引渡し、</p> <p>…金融資産は、まず次女Cに〇〇万円を給付した上で、残預金を次の者に次の割合で帰属させて給付する。</p> <p>①委託者の長女Bに10分の〇 ②委託者の次女Cに10分の〇 ③委託者の孫D、Eに10分の〇</p>

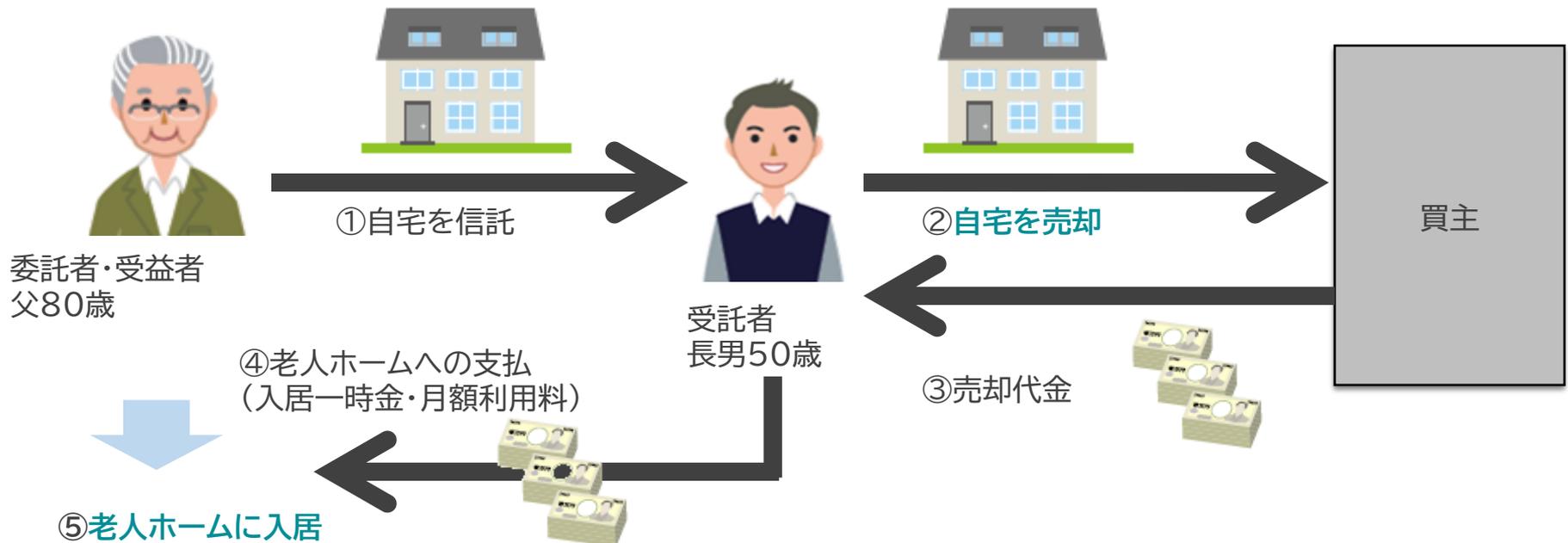
# IV-事例②. 独り暮らしの親の実家の管理のための信託

事例

- 将来、自宅の売却代金で老人ホームに入居したいが、
- 判断能力がなくなって、自宅の売却契約ができなくなることが心配。

認知症になると

- 自宅の売却ができなくなる(不動産会社への仲介依頼・買主との契約ができなくなる)
- 銀行預金口座が凍結される(固定資産税の支払や生活費としての利用もできなくなる)



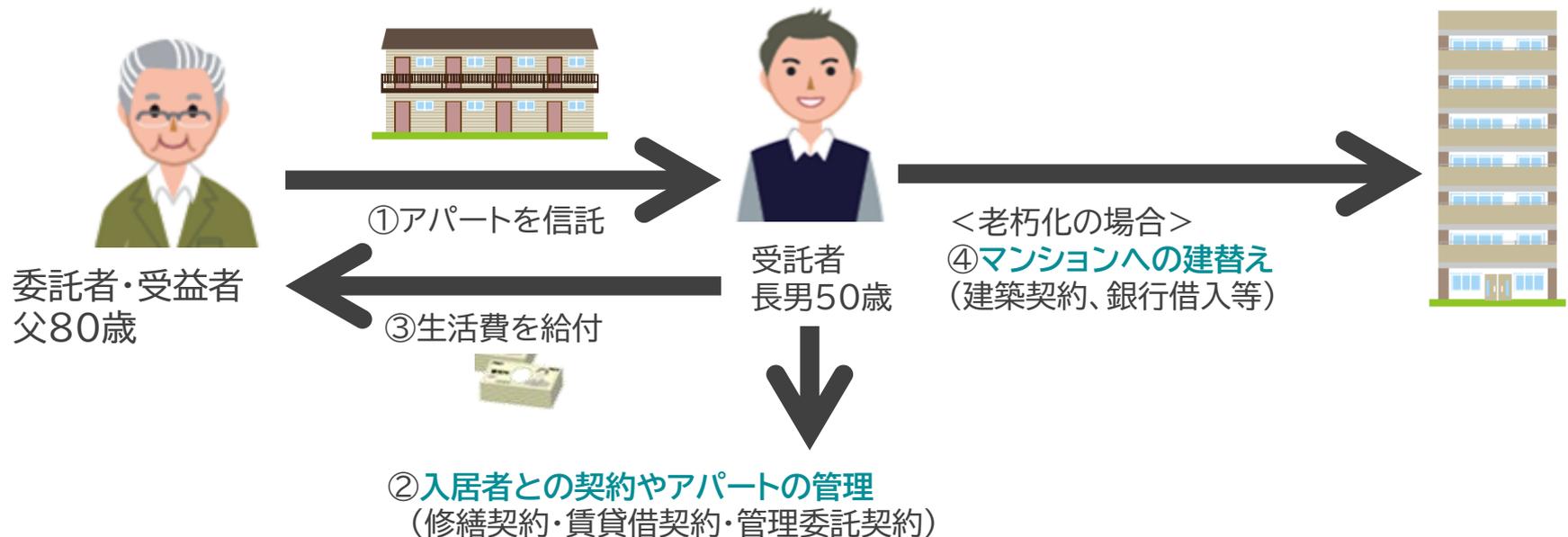
# IV-事例③.高齢者アパートオーナーの資産管理のための信託

事例

- 将来、判断力がなくなった後、アパートの入居者との契約や管理が心配。
- アパートも老朽化してきており、大規模修繕や建替えも必要なのに。

認知症になると

- 銀行預金口座が凍結される(管理費用の支払や生活費としての利用もできなくなる)
- 入居者との賃貸借契約を締結できなくなる
- 不動産管理会社との管理委託契約を締結できなくなる
- 大規模修繕ができなくなる(建築会社との契約を締結できなくなる)
- 不動産の売却や建替えができなくなる(不動産会社や建築会社等との契約ができなくなる)



# IV-事例④.障がいを持つ家族に財産を残すための信託

事例

- 長女が障がいを持っており、自分では財産管理が難しい。
- わたしたち夫婦がともに亡くなった後、健常な長男に長女の生活を託したい

